

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発 言 の 要 旨
平成 25 年 6 月 11 日 (火)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 生活保護基準の見直しに伴う生駒市での影響について
	2 有村 京子 【一問一答】	1 発達障がいのある児童・生徒への対応について
	3 山田 弘己 【一問一答】	1 公金の債権回収業務について
	4 成田 智樹 【一問一答】	1 災害対策について 2 ゾーン30について
12 日 (水)	5 吉波 伸治 【一問一答】	1 重要情報の市民への提供について
	6 白本 和久 【一問一答】	1 奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書 について
	7 西山 洋竜 【一問一答】	1 生駒市における生活保護費の不正受給の現状と対策に ついて
	8 下村 晴意 【一問一答】	1 市民サービス向上、人材育成について
	9 竹内ひろみ 【一問一答】	1 「南こども園」計画について
13 日 (木)	10 塩見 牧子 【一問一答】	1 生駒市の文化行政について 2 提案型事業委託制度について
	11 恵比須幹夫 【一問一答】	1 防災対策について 2 廃食用油の有効活用について
	12 中浦 新悟 【一問一答】	1 市立病院について
	13 浜田 佳資 【一問一答】	1 生駒駅周辺市街地の活性化について
	14 樋口 清士 【一問一答】	1 土木・建設分野における公共調達制度のあり方につい て

平成25年 5 月 16 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

上原しのぶ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 5 月 16 日
午前 11 時 59 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生活保護基準の見直しに伴う生駒市での影響について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	生活保護基準の見直しに伴う生駒市での影響について
質疑・質問の要旨	
生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき、国民のだれもが憲法25条に基づいて権利として最低生活の保障を請求できる制度です。よって生活保護制度には「最後のセーフティネット」としての役割を十分に果たすことが求められ、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方の下に進められているものです。 しかし、国は、近年の生活保護受給者が急増する等の状況を踏まえ、就労、自立支援対策、不正・不適正需給対策、医療扶助の適正化などを中心に見直しを図るということで、2013年度政府予算案で生活保護基準額の引き下げを決めました。その内容は、生活保護のうち食費など日常生活にかかる費用を賄う「生活扶助」の基準額を2013年度から3年間かけ約670億円減額するというものです。国がこの様な引き下げを決めたことは、たいへん厳しいものであり、受給者の生活に大きな影響与え、「生活費をきりつめないと」という不安が広がっています。 そこで、国の生活保護基準額の引き下げによる影響について、保護基準額が引き下げられた受給者への救済策はどのように執られるのか、また、以下の点について、具体的にどのような状況が出てくると考えられるのか、市の現状と併せて、今後の対応をお聞かせ下さい。同時に、それらは何人の人たちに影響が及ぶのかも併せて質問します。	
(1) 就学援助制度について (2) 国民年金保険料の免除について (3) 保育料の減免について (4) 国保の減免について (5) 高額療養費の所得区分について (6) 障害福祉サービスの負担上限額の区分について (7) 個人住民税の非課税限度額について	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 5 月29 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

有村京子印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 5 月 29 日
午後2時05分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	発達障がいのある児童・生徒への対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	発達障がいのある児童・生徒への対応について
質疑・質問の要旨	
2005年、「発達障害者支援法」が施行されました。この法律は発達障がいを早期に発見し、教育と就労を支援し発達障がい者の自立および社会参加に資することを目的としています。それまでの障がい者を支援する法律との大きな違いは、障がい者とみなされてこなかった注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの知的や身体障がいを伴わない障がいをもつ子どもや成人が対象となったことです。これらの発達障がい者は従来の障がいの範疇外であったために支援を受けられず家庭・地域・学校・職場で様々な困難を抱えて生きてきました。発達障がいは生育環境による後天的な障がいではなく、生まれつきコミュニケーションや社会適応に困難をきたす障がいで、脳に機能的障がいがあるために起こるということが指摘されています。また、発達障がいの特徴としてその頻度が高く、知的障がい児の頻度が約2パーセントに対して、その3倍の約6パーセントの頻度となっています。 2012年に文科省が行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査」によると公立の小中学校に在籍する子どもの約15人に1人に何らかの個別支援が必要という結果が出ています。こういった子どもたちは知的な遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難があり、すべて「発達障がい」と診断されているわけではありませんが、発達障がいがあるかそれに近い特性のある子供が30人クラスなら2名前後はいるということになります。そして典型的発達の同世代の子どもが多数である学校・園において言語・運動・学習面で異なる点を生じ様々な生きにくさを抱えています。この子達は努力しても成果が上がらず周囲からは不真面目や努力不足とみなされ、兄弟や友達と比較されてできない部分を責められると「自分は何をやってもダメなんだ」と自己否定感が強化されマイナス思考に支配されて、本来のその子の輝きを失い不登校やひきこもりといった二次障がいを起こしやすくなります。二次障がいを起こすとそこから前向きな考えに戻すことは難しくなるので、そうなる前の対応が必要となってきます。また、周囲の無理解により風変わりな子としていじめの対象になる場合もあります。	

2007年度に始まった特別支援教育とは、特別支援学校や特別支援学級だけで行われるものではなく、通常学級においても発達障がいのある子どもも含めて、障がいにより支援を要する子どもに対して実施されるものです。具体的には少人数学級や習熟度別指導などによる授業を行う場合や特別支援教育支援員がつくなどの支援があります。また通常の学級に在籍しながら通級指導教室の指導を受けることができます。

生駒市も幼児期の健康診断において障がいの早期発見に努め、懸念のある子どもについては「なかよし教室」で様子を見て、さらに必要があれば「あすなろ」「鹿ノ台えるく」で対応し、「ことばの教室」に通うこともあります。就学時には就学指導委員会の検討を経て、発達障がいの子もは実態に応じて通常学級か特別支援学級に進み、特別支援教育支援員のサポートを得たり通級指導教室に通ったり放課後デイサービス「ワンピース・ワンステップ」を利用する場合があります。

以上の発達障がい者を取りまく現状をふまえて以下の点で質問いたします。

- 1、本市での発達障がいがあるかそれに近い特性のある子ども達は何人いるのか
- 2、そのうち特別支援学級と通常学級に籍をおく子どもの内訳は
- 3、就学指導委員会と保護者の判断に乖離はないのか
- 4、特別支援学級における発達障がい児童・生徒の対応はどのようにしているのか
- 5、通常学級における発達障がい児童・生徒の対応はどのようにしているのか
- 6、通級指導教室に通う児童の数は何名か、通所を希望する全ての児童に対応できているのか
- 7、学童保育における発達障がい児童の対応はどのようにしているのか
- 8、不登校やひきこもりといった二次障がいを引き起こしているケースはあるのか、あればどのように対応しているのか
- 9、発達障がいの児童・生徒がいじめの対象となっているケースはあるのか、あればどのように対応しているのか

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年5月30日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

山田弘己 印



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年5月30日
午前9時15分受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	公金の債権回収業務について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	公金の債権回収業務について
質疑・質問の要旨	
○本年３月、内閣府公共サービス改革推進室より「公金の債権回収業務」について、地方公共団体における公共サービス改革の更なる推進とその支援を目指す内容が、手引きとしてまとめられ、公表されました。 ○この手引きには、公共サービスにおける公金の債権回収業務について、次のように謳われています。（以下、その一部を『 』内に抜粋して引用） ○『地方公共団体は、住民の福祉向上を図るために公共サービスを提供しており、その財源は、法令等に基づき住民が負担している。この点において地方公共団体は、公共サービスを享受する住民に対して公金の債権を有している。』 ○『公共サービスは、その特性から、債権発生時に相手方に支払い能力確認のための資力要件を必要としない場合や、一定の資力以下の住民を対象としてサービスを提供している場合がある。また、公金の債権の中には、一定の緩和措置（納税の猶予、免除、履行延期の特約等）が法令上規定されているものがあり、回収の権利行使に際して福祉的観点からの配慮が必要な場合もある。』 ○『公共サービスは、上記を踏まえて適切に提供される必要があるが、公金の債権回収業務が滞ることは、健全な公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納付している住民に対して公平性を欠き、住民監査請求等の対象ともなるものである。』 ○この手引きは、公金の債権回収業務の更なる改善と効率化の観点から、官民連携の実施にまで及ぶ意見が発出されていますが、本市においても、今以上に適切でかつ有効的な債権回収業務の推進が、公平公正な住民負担の下での公共サービスの提供に繋がることを踏まえ、以下の通り、質問いたします。	

【質問事項】

(1) <公金の収入状況>

H24年度の市税等収入状況の中で、現年分および滞納分の徴収率をどのように評価しているか。（特に市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）

(2) <人材育成・人員体制>

債権回収業務に係る人材育成および研修・教育はどのように実施しているか。

(3) <組織と債権の一元化>

地方公共団体の中には、債権管理の組織を一元化し、併せて複数の滞納債権も一元管理して回収に努めている事例があるが、本市での実態はどうか。

(4) <個人情報及び債権管理システム>

債権回収業務に当たっての個人情報の管理はどのように実施しているか。特に同一の滞納者における「自力執行権」の有無、双方の債権について、どのような管理を行っているか。

(5) <納付環境>

本市では市税等をコンビニエンスストアでの収納対応、金融機関での口座振替及び納付書の郵便局での利用等、納付環境の拡充に努めているが、今後の展開としてはどう考えているか。

(6) <今後の課題>

内閣府の公共サービス改革推進室では、今後の効率的な公金の債権回収業務を推進するに当たり、いわゆる官民連携の方策まで導入することを視野に入れているが、本市では奈良県を含んだ他の自治体及び民間組織との連携について、どう考えているか。

以上

平成 25 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹 印



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 6 月 3 日
午前 9 時 27 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	災害対策について
2	ゾーン30について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害対策について

質疑・質問の要旨

本年5月、南海トラフ巨大地震対策の最終報告書が、政府の中央防災会議の作業部会から公表されました。同月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8～9規模の地震がトラフのどこかで起きる確率は30年以内に60～70%と発表しており、改めて災害対策が注目されています。また、近年ゲリラ豪雨や竜巻の被害も各地で報告されており、防災・減災対策は喫緊の課題です。本市における災害対策について、2点質問いたします。

1. 災害時要援護者の避難支援について

先月の新聞報道によると、災害発生時に自力で避難できない高齢者や障がい者など、いわゆる避難行動要支援者（本市においては「災害時要援護者」）の名簿について、都道府県庁所在地など主要自治体（74市区）の大半ですでに作成されているものの、支援を必要とする住民の掲載率が半分に届かない自治体が27市区に上ることが判明しました。また、大阪、千葉など8市区では掲載率が1割に満たない状態であることも明らかになっています。

記事は、掲載率が低い原因として、名簿への掲載に「本人同意」を求める個人情報保護条例を意識し、名簿の作成に及び腰の自治体が多く、本来の目的である災害時の避難誘導等の有効性が危ぶまれる実態となっていると伝えています。

本市では、生駒市地域防災計画の市防災対策の基本的な考え方（第4章）に掲げるとおり、災害時要援護者に対する支援の強化に取り組んでおり、平成22年9月には、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」が策定されています。

同プラン策定の趣旨は、「市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害時要援護者の生命、身体を守るため、防災部局のほか地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等が協力して迅速かつ避難支援を図るため」とされており、避難時の手助け等をすばやく行うための、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備する事業を実施し、順次災害時要援護者名簿の作成及び個別支援計画の策定に着手していると聞き及んでいます。

具体的には、平成23年度に市内5つの自治会をモデル地区に指定し、名簿作成及び個別支援計画策定作業を開始し、昨年（平成24年）度には38自治会について同様の作業を実施しています。

モデル地区を選定しての作業中の平成23年度12月の議会において、このことについて

質問し、その際、予想よりも災害時に一人で避難できないと調査票に記載した方が多く、今後、生活状況を確認したうえ個別計画作成の可否（要援護者台帳登録の可否）の判断を行う等、作業の進捗状況を確認しましたが、今般の南海トラフの最終報告においても、発災により大量の避難者が見込まれる一方、行政の支援に限界があるため、高齢者を優先的に避難所に受け入れるとする新たな考えが盛り込まれるなど、要援護者支援の取り組みは極めて重要な課題と考えられ、以下のとおり質問します。

- ① モデル地区及び昨年度の事業実施により、どのような課題が抽出され、現在及び将来の事業実施にどのように活かされているのか。
- ② 高齢化の進展等により、個別計画の策定（避難支援員の決定）作業に今後、苦慮することが予想されるが、対策は検討しているのか。
- ③ 災害時要援護者避難支援プランにおいて発災時に編成するとされる「要援護者対策班」はどのように人選されるのか。発災に備えどのような活動を行っているのか。また、同プランの全体計画の整備・見直し等は適宜実施されているのか。

2. 避難所の整備・拡充について

過日の全員協議会において、サンヨースポーツセンターの購入について担当者から報告があり、先月27日には、5月8日から施行するとの内容の「生駒市民間スポーツ施設利用検討懇話会開催要綱」なるものが、市長より書面にて議会あてに報告されました。全員協議会においても担当者からは購入に前向きな意向が示されましたが、同センターの購入及び避難所の拡充に関し、以下のとおり質問します。

- ① 懇話会開催要綱には、「本市のスポーツ振興に係るスポーツ施設の整備に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため」とあるが、防災拠点・指定避難所としての観点からの検討は行わないのか。
- ② 避難所および福祉避難所の整備・拡充を図る観点から、生駒市内の県立高校2校、奈良先端科学技術大学院大学及びその他民間事業所等と、幅広く防災協定締結を行うべき時期が到来していると思料するが、そのような考えはあるか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	ゾーン30について
質疑・質問の要旨	
全国で、通学路での事故や集団登下校中の事故が相次ぎ、政府は緊急安全点検を行うなど、様々な対策を講じています。そのうち、面的な道路対策の1つとして、最近導入されたのが「ゾーン30」であり、平成23年9月20日には警察庁から「ゾーン30の推進について（通達）」と題する通達が発出されています。同通達によるとゾーン30とは、一定のエリアにおいて最高速度を時速30kmに規制するゾーンを策定し、その区域内の歩行者等の安全を確保するという交通施策であり、一定のエリアをまとめて規制することで、路線別に規制するよりも運転手にとってわかりやすく、抜け道として利用するための住宅地などへの進入をしにくくするというメリットがあるとされています。 生活道路は、幹線道路とは異なり、本来交通量は少ないはずですが、近隣の幹線道路の抜け道として利用されることで、交通量が増大し比例して事故が増加することとなります。このような事態の対策として、ゾーン30はたいへん有効であり、奈良県下では、すでに田原本町、香芝市、大和高田市、吉野町において導入済みで、今後、奈良市、大和郡山市でも導入を予定していると聞いています。 本市においてもすでに導入が検討されているとのことですが、本市におけるゾーン30導入について以下のとおり質問します。 ①本市内で計画中のゾーン30は、どのような内容か。 ②同通達では、ゾーン設定上の留意点として、「地域住民の要望が高い場所を優先して積極的に行い、地域住民、自治体、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成がなされるように努めること。」とある。今回、どのような経緯でゾーン設定および地域住民の合意形成を図ったのか。協議会は設置されたのか。 ③ゾーン30の推進による効果としては、制限速度を30km以下に誘導するのみならず、生活道路における安全な走行などの意識づけが期待される。当該地域だけではなく市内全域に広く、この理念を市民の間に浸透させるための広報活動等についてどのように取り組む考えか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 6 月 3 日
午前 9 時 45 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	重要情報の市民への提供について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	重要情報の市民への提供について
質疑・質問の要旨	
市民の健康保持、住環境の保全、適切な環境施策推進のためには、重要な情報が市民に提供される必要があります。	
そのことにつき、3つの重要事項について、以下のように質問いたします。	
記	
(1) 市の健康課のサイトに記載された、子宮頸がん予防ワクチン（HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン）であるサーバリックスの説明書には次のように記されています。「現時点で成人女性では平均では5.9年まで効果が続くことが確認されていますが以降のデータは調査中です（海外臨床試験成績）」「ワクチン接種を受けた後でも、すべての発がん性HPVによる病変が防げるわけではありません。HPVワクチン接種をした後も、20歳を過ぎたら定期的な子宮頸がん検診を受けましょう」「子宮頸がん予防ワクチン接種と関連性があると考えられた主な副反応については、以下のように報告されています。（説明書では以下に、副反応の具体例が列挙されている）」これらの記載から得られる重要情報は次のことです。①確認されているワクチンの効果年数は約6年（もう1つのワクチンであるガーダシルの説明書ではガーダシルの効果年数は「少なくとも4年」となっている）②ワクチンはすべての発がん性ウイルスに効くわけではない③ワクチンには様々な副反応がある④以上から、子宮頸がんを安全・確実に予防する方法は定期的な子宮頸がん検診である。	
この4月から子宮頸がん予防ワクチンは任意接種から法定接種（予防接種法で定められた定期＝勧奨接種）となり、子宮頸がん予防ワクチンについての重要情報の提供は更に大切さを増しています。4月以降、子宮頸がん予防接種のお知らせは『広報いこま』で2回行われましたが、紙面の制約もあり上記の重要情報は添付されていませんでした。そこで質問いたします。	
<質問>今後、上記の重要情報は市民の目によく入るように広報するべきだと考えますがいかがですか。	
(2) (仮称) スーパーセンターオークワ生駒店の出店計画につき、大規模小売店舗立地法（「大店立地法」とします）に基づく手続きがおこなわれています。本市は18項目に渡る意見を県に提出し、その概要が昨年の9月11日付けで県が公告しました。手続きによれば、県は、市町村及び地域住民等の意見に配慮し、出店を計画している事業者に対して、生活環境保持の見地からの意見を有する場合には書面により述べ、また、意見を有しない場合にはその旨を通知することになっており、県は、今年1月23日に意見を有しない旨を事業者へ通知し、その際、通知文に「地域住民の意見を考慮し、生活環境への影響を十分に配慮されたい」との旨を付記しました。	
以上の住環境保全にとって重要な情報を、市は市民に情報提供しませんでした。大店立地法に基づく手続きは県がおこなうことになっているからです。しかし、市は自らが意見を述べているのですから、市がいつどんな意見を提出し、その意見がどうなったのかは市自らが市民に説明すべきです。今回の場合、県が意見を有しない旨を事業者へ通知したことは公告する義務がないので公告されず、本市や地域住民が県に提出した意見（ちなみに地域住民は延べ16項目の意見を提出）がどうなったかを市民が知るためには、わざわざ県に問い合わせなければわからない状況でした。そこで質問いたします。	
<質問>今後、大店立地法に基づく手続きにかかる情報は市もわかりやすく提供するべきだと考えますがいかがですか。	

(3) スーパーエコスクール実証事業の基本計画策定業務の事後審査型条件付一般競争入札と開札が昨年11月におこなわれました。この事業については、ワークショップの様子などが報道され、市も実施計画や予算説明資料等によって説明をしてきました。基本計画策定業務の入札の実施についても公告しました。ところが、その開札結果については公表していません。「物品・委託」の開札については結果公表の義務がないからです。しかし、スーパーエコスクール実証事業は平成24年度から26年度の3カ年にわたる、総事業費約6億2千万円の大事業です。このような事業にかかる開札結果は事業の進捗状況や内容等を把握する上で重要な情報です。それが公表されないことに疑問をおぼえます。そこで質問いたします。

<質問>重要な事業の「物品・委託」の開札については結果公表すべきと考えますが、いかがですか。

平成 25 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

生駒市議会議員

白本和久



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 6 月 3 日
午後 0 時 10 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
/	奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書について
質疑・質問の要旨	
めまぐるしく変化する社会環境とともに、災害の状況も同時に複雑多様化している現代社会の中で「あらゆる災害から市民を守る」ことが消防の使命であると、奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書（以下「報告書」という。）の冒頭に書かれています。また、市民から災害時における消防に対する期待・要望は、ますます高くなってきております。 そこで、先月出された報告書を中心として、昨年１２月で私がしました一般質問を含めて以下のことをお伺いしたいと思います。 1指令業務の共同運用の人員配置の派遣人数は、削減されたのか。 2生駒市の緊急通報システムを共同指令台でどのように運用するのか。 3デジタル無線の運用について、奈良市と生駒市で共同運用する指令台に問題点はないのか。 4大災害時における指令業務に対する生駒市消防本部の対応はどのように行うのか。 5共同運用することによる各種市民サービスは、向上するのか。	

平成 25 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

西 山 洋 竜



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 6 月 3 日
午後 0 時 12 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市における生活保護費の不正受給の現状と対策について
2	
3	
4	
5	

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市における生活保護費の不正受給の現状と対策について
質疑・質問の要旨	
生活保護利用者が過去最高を更新し続ける中、生活保護の不正受給がよくメディアで報じられています。 今年、厚生労働省より公表された2011年度の生活保護費の不正な受給ケースの集計によると、不正受給件数は、全国で3万5568件（前年度比1万213件増）、金額にして約173億円（同44億3874円増）に上り、過去最悪を更新したことが判明しました。 不正受給の内容は、就労で得た収入があるのに申告していないケースが約45%と最も多く、続いて年金を申告しないケースが約25%となっています。このほか、親族から得た仕送りを申告していなかったり、交通事故の示談金を申告していなかったりした事例も確認されています。 このような現状を受けて、今年5月に政府の閣議で、生活保護費の不正受給対策などを盛り込んだ「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」の2つが閣議決定されました。 この内の「生活保護法改正案」は、不正受給対策として、収入を申告せず、保護費を受け取るなどした場合の罰則について、現在の「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」を「3年以下の懲役または100万円以下」に引き上げるといふものです。また発覚した不正受給額は最大4割増しで返還を求めることができるようになりました。 生活保護費の内、国庫負担金の4分の3が市に歳入されますが、不正に受給した額については国庫負担金の対象外となります。このことは市財政の圧迫にもなり兼ねず、本市においても然るべき対処をしていくべき重要な問題と捉え、以下のとおり質問します。	
< 質問 > ○本市の生活保護率並びに不正受給の件数と金額について過去5年の推移を教えてください。また中でも多い不正受給の内容及びこれらの原因と対策について教えてください。 ○不正受給が判明した後の回収実績の状況を教えてください。	

平成 25 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 6 月 3 日
午後 1 時 5 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市民サービス向上、人材育成について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市民サービス向上、人材育成について
質疑・質問の要旨	
地方公務員は、市民と直接接する最前線の公務員です。 憲法第15条第2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とし、地方公務員法第30条においては、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。まず、職員の皆さんは、市民全体の奉仕者であることを認識しなければなりません。 市役所とは、「市民の役に立つ所」 市役所の使命は、高品質のサービスを最大限市民の皆さまに提供する事であり、職員の仕事の基本は、「市民（お客さま）のためのサービス」に知恵を絞り、市民満足度（CS）を向上させる事にあると考えます。 民間では、企業戦略として顧客満足度（CS）を高め、いかに顧客を獲得するかに運命がかかっているといっても過言ではありません。 例えば、買い物をするとき、店構え、店員の対応、品質、価格、雰囲気などで商品や店舗を選んでいると思います。もし、気に入らなければ別の商品や店舗を探すことになります。これを市民と市役所に置き換えて考えてみてください。たとえ市の施策や職員の対応などの行政サービスに不満があったとしても、隣の役所に切り替えることはできません。 市民ニーズの多様化や地方分権化の流れに的確に対応し、市民満足度を高めていくためには、職員一人ひとりが自分の価値観や判断基準を、市民の目線に合わせるように意識を変えていくことが必要です。それが、接遇ではないでしょうか。 「接遇」という言葉は、「応接、接待、処遇」などから合成された言葉で、「仕事などの目的を持った人と人が接触し、お互いが気持ちよくスムーズに、その目的を果たすための心構えや方法」とされています。 常に相手の立場になって話を聞き、その目的を的確に理解するとともに、必要に応じて、相手にもこちらの目的や趣旨を理解してもらい、信頼関係を築きながら、円滑に仕事を進めることが重要です。 接遇の基本は、「相手の身になって考えるやさしさと思いやりを持ち、	

その温かい気持ちを形にして伝えること」です。その場限りの言葉遣いや態度だけでは、市民（お客様）との信頼関係は築けません。

日頃から、仕事に関する知識や能力の向上に努め、責任を持って職務を遂行し、誠意を持って市民（お客様）に接する日々の積み重ねで市民（お客様）との信頼関係を一層深めていくことができると考えます。

昔から「目は口ほどにものを言う」と言われるように、言葉で話すだけが」意思表示とは限りません。アメリカの心理学者であるメーラビアンによると、人の印象のコミュニケーションに占める割合は、言葉がわずか1割にも満たず、話し方が約4割、表情・動作が約6割を占めるといわれています。つまり、人の印象は、話の内容よりも目や耳で評価している部分が非常に大きいといえます。

最後に、サービスは「“ありがとう”の言葉が返ってくること」とも言われます。市民の方々（お客様）から満足していただき「ありがとう」と言われたとき、そこに働く職員の皆さんにとって喜びを感じる時ではないでしょうか。

今までにも接遇に関して、委員会等などでも提案や市民の皆さまの声を伝えてまいりましたが、再度、市民に愛される生駒市目指して質問を致します。

- 1、接遇研修など、これまでに取り組まれたことについてお聞かせください。その成果についてもお聞かせください。
- 2、市民からの苦情、目安箱からのご意見など内容についてお聞かせください。その対応についてもお聞かせください。
- 3、接遇マニュアル作成や接遇委員会など、職員自ら積極的に取り組まれる考えはありますか。
- 4、本市として、資質向上、人材育成についての課題や今後の取り組みについてお聞かせください。

平成 2 5 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 6 月 3 日
午後 1 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	「南こども園」計画について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「南こども園」計画について
質疑・質問の要旨	
「南こども園」については、昨年秋に計画が発表されて以後、3回の「子ども子育て支援懇話会」が開催され、また保護者に対しては、南幼稚園、みなみ保育園で各1回説明会が行われました。 同懇話会では、座長の吉岡先生始め、両園の職員、保護者代表の方々などによって様々な問題が話し合われ、いくつかの問題が今後の検討課題とされました。 また、保護者説明会や、アンケートに対する保護者の回答でも多くの不安や疑問が出され、市から説明を受けてもなおそれらは解消されていません。 私は、3月議会の一般質問で「南こども園」計画について質問し、市の考えを確認しましたが、その後、保護者の方々や保育関係者、専門家などの話を聞き、また、橿原市のこども園を視察したり、他の自治体の例も学習する中で、さらにいくつかの問題が見えてきました。 先の3月議会で設計費予算は可決されましたが、設計までに検討しなければならない課題は多く、また、非常に難しい問題も含まれており、検討の結果によっては、計画を根本から見直す必要が出てくることも考えられます。そこで以下の質問をします。 1. 現時点で、南幼稚園区の幼児数の動向と幼児教育や保育に対するニーズをどう見るか？ また、今後の見通しはどうか？ 2. 園児数が300人を超える大規模園について 計画されている「南こども園」は300人を超える規模になる見込みである。保育関係者や専門家から、このような大規模園になることについて問題視する意見が寄せられている。園の規模を適正にすることは、こどもの安全と行き届いた保育などのために重要と考えるが、市はどのように考えているか？ 3. 今後の検討体制について 設計にかかる前に、様々な課題や問題を、ハード面・ソフト面とも一つ一つ解決していかなければならないが、そのためには、専門家や現場職員、経験者などによる綿密な検討やシミュレーションなどが必要であ	

る。 昨年度末で「子ども子育て懇話会」は終結し、今年度から新しい体制で進めるときいているが、どのような体制で進めるのか？

4. 地域住民との話し合いについて

市長は、昨年10月26日の記者会見で、「南地域はこども園だけの話で対象が保護者や関係者に限られるので、タウンミーティングはしない」といわれていたが、子どもの保育や教育は地域にとって将来につながる非常に大事な問題であり、地域の協力なくしてよい保育や教育はできない。地域の将来を担う子どもたちの教育や保育をよくするためには、現在の園児の保護者だけでなくこれから子どもを委ねることになる父母も含め、地域住民の理解や協力は不可欠である。そのために南地域でも市民懇談会などが必要と思うが、どう考えるか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 6月 3日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成25年 6月 3 日
 午後 2 時 30 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の文化行政について
2	提案型事業委託制度について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の文化行政について
質疑・質問の要旨	
平成 21 年 9 月定例会一般質問において、まち全体の文化向上のため、第 5 次総合計画の基本構想や基本計画にも示されている（当時は策定中）理念、目標を具体化、体系化していくための「生駒市文化芸術振興計画」の策定について質問した。その時の部長答弁では「他市の状況も踏まえながら、今後の課題として研究してまいりたい」、市長答弁では「今後の検討課題」ということであったが、この 4 年間にどのような研究、検討がなされ、どのような結果になったのか、具体的にお答えいただきたい。 また、あわせて文化振興基金の創設についての質問に対しても「研究したい」という答弁であったが、どのように研究され、どのような結論を得たのかお答えいただきたい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	提案型事業委託制度について
質疑・質問の要旨	
行政が民営化、民間委託したいものだけを「下請け」的発想で主導するのではなく、市の事業すべてを対象に民間事業者や団体から委託や民営化の提案を募る「提案型事業委託制度」を関西においても尼崎市が本年後導入しはじめた。これは単にコスト削減という行政の都合だけではなく民間の発想で提案していただき行政と対話することで質の高いサービスを効率よく行うことを目的とする制度である。本制度を本市において導入することについて考えをお聞かせいただきたい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

//

平成 2 5 年 6 月 3 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 2 5 年 6 月 3 日
午後 2 時 4 5 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	防災対策について
2	廃食用油の有効活用について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	防災対策について
質疑・質問の要旨	
わが国においては現在、100～150年間隔で繰り返し起き、発災時には広域かつ甚大な被害をもたらすといわれる東南海・南海地震への備えが喫緊の課題となっています。生駒市も「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、地震防災対策を推進する必要がある推進地域として、奈良県の他の市町村とともに指定されています。 その点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。 (1) 避難所に指定されている公共施設の受水槽の現況と今後の整備方針及び民間施設の受水槽の活用促進について ①大規模災害の発災時、復旧段階でライフラインの一つとして重要となってくるのが水の供給設備です。避難所に指定されている公共施設の受水槽の設置状況についてお聞かせ下さい。 ②避難所に設置されている受水槽を「初期耐震仕様（1981年以前）」、「旧耐震仕様（1982年～1996年）」、「新耐震仕様（1997年以降）」で分類するとどのような状況ですか。 ③新耐震仕様以外の設備の更新予定計画は立てられていますか。 ④受水槽を更新もしくは新設する場合、新耐震基準への適合は大前提として、ほかにどのような基準をもって設備を選択されますか。 ⑤大規模災害の発災時は、公共施設のほか民間施設の受水槽の活用も想定されます。災害時の自助の観点から、民間施設の管理者等へのアプローチはされていますか。 (2) 大規模災害の発災時における学校給食センターの役割について ①学校給食センターは災害時、炊き出しなど緊急的な食料供給拠点として機能することが期待されます。現状、想定されている大規模災害発災時の対応についてお聞かせ下さい。 ②学校給食センターの耐震性及び緊急時のエネルギー確保の体制についてお聞かせ下さい。 ③学校給食センターの更新にあたり、大規模災害発災時における防災面の機能の付加を合わせて検討される考えはありますか。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	廃食用油の有効活用について
質疑・質問の要旨	
食用油は、家庭や事業所などで使用済みとなった場合、一般廃棄物もしくは産業廃棄物として排出されます。一定規模以上の事業所等で発生した廃食用油は専門の再生利用業者などにより回収され、その多くは工業用原料として有効利用されています。 一方、家庭で発生する廃食用油は、固化処理や吸着処理をした上で可燃ごみとして排出されます。しかし、単独浄化槽を設置されている世帯にあっては、一般廃棄物に分類される生活排水の一つである生活雑排水に混入された状態で河川などに流入する場合もあり、水質汚濁の一因となっています。 生駒市においても、河川の水質改善及びバイオマスの利活用の観点から、廃食用油の回収と再生利用が進められてきました。 廃食用油の有効活用について、以下、質問させていただきます。 (1) B D F 製造について ① B D F 製造施設導入の経緯、当初の運用計画についてお聞かせ下さい。 ② 現在までの稼働状況（年度別の B D F 製造量、事業収支）についてお聞お聞かせ下さい。 ③ B D F 使用による車両の機関トラブルの発生について、概略をお聞かせ下さい。 ④ B D F 製造施設は従来通り稼働させる予定なのか、もしくは新たな方向性をもたせた利用、稼働を検討されるのか、お聞かせ下さい。 ⑤ B D F 製造以外の廃食用油の活用について、何らかの方策を検討されているのか、お聞かせ下さい。 (2) 竜田川の水質改善対策について ① 河川の水質と廃食用油の因果関係について、把握しておられる範囲でお聞かせ下さい。 ② 単独浄化槽設置世帯への啓発は、どのように行っておられるのか、お聞かせ下さい。	

平成25年6月3日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

中 浦 新 悟



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 6 月 3 日
午後2時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市立病院について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市立病院について
質疑・質問の要旨	
5月30日の病院事業特別委員会で、生駒市立病院の基本協定書（案）が示されました。第9章「指定の取消し」では、暴力団排除に係る内容や、損害が生じた際の責についてなどが示されています。 本年2月に徳洲会をめぐる様々な報道があり、3月定例会で、それら報道に対する市の対応について一般質問を行いました。その際、徳洲会元事務総長と暴力団の関係について「既に退任されている。現在役員ではないので、仮に関係があったとしても関係ない。」という旨の答弁をされています。そして、先日の病院事業特別委員会でも、仮に徳洲会役員等が暴力団と関係があったとしても、市が認識した時点で役員等でなければ、第9章の内容は適用されないといった趣旨の答弁がありました。また、「脱税等の違法行為があったとしても適切に医療事業が行われれば不問に付す」という趣旨の答弁もされています。 ① 以上の答弁に基づけば、反社会的組織との関わりがあった場合、あるいは、反社会的な行為を行った場合に、指定管理者が継続的に市立病院を担い続けるものとなっており、協定書（案）には抜け道があると考えられます。暴力団排除条例を制定するなど、反社会的組織、反社会的行為に対して、厳然たる態度をとることを強く示している生駒市として、この協定書（案）をどのように評価しますか。 市は病院建設の落札率を65%～85%と推測し、様々な事例を紹介しながら低価格で落札される可能性が高いことを示唆してきました。ところが現状では、病院建設の落札率が高くなると予測しています。それは、先の病院事業特別委員会で提示された資料や委員会での答弁からも伺えます。建設費用が高くなれば、市と指定管理者双方にとって負担の増大となります。 ② 建設費の増大は、市立病院を運営していく上で、市と指定管理者双方にどのような弊害が生じると想定していますか。 ③ 6月5日の、病院建設入札の開札はどのような結果となり、その結果をどのように評価していますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 6月 3日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

洪田佳資 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 6月 3日
午後2時 53分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒駅周辺市街地の活性化について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	生駒駅周辺市街地の活性化について
質疑・質問の要旨	
生駒北口再開発の工事が今年度には終わり、来年の4月に大型商業施設等が入った施設がオープンします。これにより、人の流れ、消費者の流れが大きく変わることが想定されるとともに、新たな賑わいの場ができます。 生駒駅周辺の商店街は、生駒駅前にバスターミナルがあり、コミュニティバスも2系統運行されていることもあって、大きな商圈を有し多くの市民の生活と関係している重要な場所として、その活性化は重要な課題であると考えます。 そこで以下の点についてお聞きます。 (1) 来年4月以降の生駒駅周辺の人の流れをどのように想定しているのでしょうか。 (2) オープンする北口の施設をどのように活用し、賑わいを創出していくのでしょうか。 (3) 南の商店街への影響についてどのように想定し、南の商店街の活性化に向けた取り組みについてどのように取り組むと考えているのでしょうか。 (4) 今後、消費を呼び込むために、買い物弱者対策も含め高齢化社会に対応することと、女性の視点を入れた商店街の構築が大切と考えますが、いかがでしょうか。 (5) これらのことを効果的に行うためには消費者の声・ニーズを的確に把握することが重要だと考えますが、以前の答弁での、生駒駅周辺の活性化について消費者も参加して行う枠組みの構築について生駒駅前商店街連合会と相談していきたいとの件は、その後どうなったのでしょうか。また、今後、どうすると考えているのでしょうか。 (6) 駅周辺全体の消費のパイを大きくするための方策、特に市内で消費者を取り合うことを極力少なくするための駅周辺全体の活性化に向けて、市外からの呼び込みが必要と考えますが、どのように考えているのでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年6月3日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 6 月 3 日
午後 2 時 56 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	土木・建設分野における公共調達制度のあり方について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
/	土木・建設分野における公共調達制度のあり方について
質疑・質問の要旨 近年、景気低迷とともに公共事業における低入札(ダンピング)の発生をはじめとした様々な弊害により建設業界全体が厳しい環境にさらされている。また、それに低入札等に伴う施工費等の切り詰めにより整備されたインフラの品質が確保されなければ、将来的に不利益を被ることとなる。さらに、地域社会における地元建設業者が果たす役割は極めて大きく、業者の経営悪化・倒産により、地域防災力の低下、特に大災害発生の際に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。 生駒市では、平成 18 年度以降、土木・建設分野を中心として、入札改革に取り組まれ、平成 19 年 10 月に設置された入札監視委員会においてとりまとめられた「生駒市入札監視委員会報告書」(平成 23 年 10 月 11 日)では、改革以後の落札率の低下、競争性の確保など、その成果が評価されている。 しかし、一方で、生駒市内の土木・建設分野を担う事業者は、厳しい経営状況に置かれており、廃業に追い込まれている事業者も少なくなく、例えば、建設業協会、庭石造園組合、水道組合といった市内業界団体の参加事業者はいずれも減少している状況も見られる。 南海・東南海地震の発生による被災リスクを抱える生駒市において、インフラ整備のみならず、防災及び経済発展の担い手として、土木建設業が非常に重要な役割を担っていることを踏まえれば、生駒市内における土木・建設分野の事業者育成という視点から、公共調達制度のあり方を再検討することが必要ではないかと考える。 このような認識から、以下の点についてお伺いする。 ●これまで進めてきた入札改革を始めとする公共調達制度の改善に係る取り組み実績をどのように評価しているのか。その成果と課題は何か。 ●特に、公共調達の機能として求められる「必要な地域建設供給力の維持・確保」という観点から、現状における取り組みは何か。また、その成果及び課題は何か。 ●公共調達制度に係る取り組みの結果として(入札改革の前後において)、事務執行(契約手続き、工事管理等)上の負荷はどのように変化したのか。 ●落札率の低下が品質の低下に繋がらないかという懸念があるが、品質確保のためにどのような取り組みを行っているか。その成果と課題は何か。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。